

サービス種別毎 業務継続計画(BCP)未策定減算の経過措置整理表

R6.6月

●BCP未策定の場合で、以下の①又は②に該当すると、経過措置が適用されるサービスもあります。

サービス種別		要件	①「感染症指針」「非常災害計画」(※)のいずれかまたは両方を未策定の場合	②「感染症指針」「非常災害計画」(※)の両方を策定済の場合
訪問系	訪問介護		R7.3.31 までの間は減算なし	R7.3.31 までの間は減算なし
	(介護予防)訪問入浴介護			
	(介護予防)訪問看護			
	(介護予防)訪問リハビリテーション			
	夜間対応型訪問介護			
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
	(介護予防)居宅療養管理指導	減算なし	減算なし	
通所系	通所介護		減算	R7.3.31までの間は減算なし
	(介護予防)通所リハビリテーション			
	地域密着型通所介護			
	(介護予防)認知症対応型通所介護			
短期入所系	(介護予防)短期入所生活介護		減算	R7.3.31までの間は減算なし
	(介護予防)短期入所療養介護			
多機能系	(介護予防)小規模多機能型居宅介護		減算	R7.3.31までの間は減算なし
	小規模多機能型居宅介護 短期利用			
	看護小規模多機能型居宅介護			
	看護小規模多機能型居宅介護 短期利用			
福祉用具	(介護予防)特定福祉用具販売	減算なし	減算なし	減算なし
	(介護予防)福祉用具貸与	R7.3.31 までの間は減算なし	R7.3.31 までの間は減算なし	R7.3.31 までの間は減算なし
支援系	居宅介護支援		R7.3.31 までの間は減算なし	R7.3.31 までの間は減算なし
	介護予防支援			
居住系	(介護予防)特定施設入居者生活介護		減算	R7.3.31までの間は減算なし
	特定施設入居者生活介護 短期利用			
	(介護予防)認知症対応型共同生活介護			
	認知症対応型共同生活介護 短期利用			
	地域密着型特定施設入居者生活介護			
	地域密着型特定施設入居者生活介護 短期利用			
施設系	介護老人福祉施設		減算	R7.3.31までの間は減算なし
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
	介護老人保健施設			
	介護医療院			

(※)各運営基準の衛生管理に規定する「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」及び非常災害対策に規定する「非常災害に関する具体的計画」をいいます。